

令和5年6月7日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録

審議事項：林地開発許可について

令和5年6月28日

議事録署名人 ■ ■ ■ ■

事務局 (森主査)	<p>定刻となりましたので、令和5年度静岡県森林審議会第1回林地保全部会を開催いたします。</p> <p>森林保全課の森です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、前回、令和4年度3月林地保全部会における指導事項への対応報告が2件、包括諮問案件3件の答申報告に対して、御意見等を伺いたいと思います。</p> <p>それでは始めに、森林保全課長の大川井から御挨拶申し上げます。</p>
事務局 (大川井課長)	<p>(挨拶)</p>
事務局 (森主査)	<p>次に、議長の選任に移りたいと思います。</p> <p>例規集にございます「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」第6条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>今泉部会長、よろしくお願いいたします。</p>
今泉議長	<p>本日は林地保全部会、本会と1日会議となりますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>先週末には日雨量400mmを超えるような降雨があり、どこで大きな土砂災害が起こってもおかしくない雨量ですが、被害が少なかったことは、ある意味森林が防災機能を発揮していたと感じました。林地保全部会は森林の機能を保つうえでも重要な会議となりますので、引き続き活発な議論をお願いします。</p> <p>本日も、円滑な審議への御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。</p>
事務局 (森主査)	<p>本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審議をお願いします。</p>
今泉議長	<p>ただいま報告がありましたが、本日は、傍聴者がおりませんので、非公開部分を分けずに審議を進めます。</p> <p>それでは、事務局から資料の確認及び定足数について報告してください。</p>
事務局	<p>委員の皆様には、あらかじめ緑色のファイルの「令和5年度静岡県</p>

<p>(森主査)</p>	<p>森林審議会第1回林地保全部会 資料」を郵送しております。また、水色のファイルの「例規集」を机に置いております。</p> <p>資料は、お手元にありますでしょうか。</p> <p>よろしければ、次に定足数の報告をいたします。</p> <p>本日は、委員6人に御出席いただいており、静岡県森林審議会運営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告します。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>本日は、前回の森林審議会林地保全部会における指導事項への対応報告が2件、包括諮問案件が3件とのことでした。</p> <p>委員の皆様には、積極的な発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の議事録署名人については、名簿順をお願いしております。■■委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、まず、次第2の報告事項の令和4年度3月林地保全部会における指導事項に対する報告について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局 (森主査)</p>	<p>緑色のファイル、インデックス「報告」の「令和4年度静岡県森林審議会第5回林地保全部会における指導事項一覧」を御覧ください。</p> <p>まず、1点目、3月8日に御審議いただきました賀茂郡南伊豆町手石の「工場・事業場の設置（太陽光発電施設の設置）」につきまして、令和5年3月28日付けで許可しました。</p> <p>林地保全部会でいただきました指導事項について、事業者等からの回答を報告します。</p>
<p>事務局 (澤原主任)</p>	<p>(指導事項への対応状況の説明)</p>
<p>事務局 (森主査)</p>	<p>続きまして、2点目、3月8日に御審議いただきました袋井市岡崎の「工場・事業場の設置及び土石の採掘（砂利）」につきまして、令和4年12月28日付けで許可しました。</p> <p>林地保全部会でいただきました指導事項について、事業者からの回答を報告します。</p>
<p>事務局 (澤原主任)</p>	<p>(指導事項への対応状況の説明)</p>
<p>今泉議長</p>	<p>前回の部会で審議しました2件につきまして、事業者等からの回答を説明していただきました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、何か御意見等ある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。</p>

■■委員	(非開示情報)
事務局 (澤原主任)	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
事務局 (澤原主任)	(非開示情報)
■■委員	河川改修により抑制するとありますが、河川改修はこの会社がやるのでしょうか。
事務局 (澤原主任)	こちらは青線部分であり、事業者が河川改修を行います。
今泉議長	その他、委員の先生方から何かございますでしょうか。 それでは、続きまして、報告事項の包括諮問案件の説明及び答申報告をお願いいたします。
事務局 (森主査)	それでは、包括諮問案件につきまして、答申内容を報告します。 まず、はじめに、審査を行ないました各機関から計画内容・審査結果について説明し、その後、事務局から答申内容を報告します。 初めに、包括諮問の赤インデックス、1番、静岡市葵区腰越における「工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置)」について審査機関である静岡市から説明します。
静岡市 (森主幹兼治山 係長)	(説明)
事務局 (森主査)	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。 また、付帯意見として、「想定した雨量強度を超える豪雨があった場合も、工事中も含めて下流域の被害が軽減されるように、土砂や濁水の防止対策に万全を期すこと」、「工事に伴い発生する土砂、伐採木が下流域における災害の発生源や水質汚濁の発生源とならないように伐採・土工の手順など適切な処理を行うこと」、「主要な防災施設の施工に当たっては、盛土材及び基礎地盤の土質や、表流水及び湧水の有無を適切に把握し、これらを踏まえた設計・施工を行うこと」、「周辺住民等への説明について、事業計画や事業の進捗に応じた説明会を開催するなど、周辺住民の理解が得られるよう努めること」、指導事項として「太陽光発電施設設置箇所において、表面流により地表面の侵食や崩壊等が生じないように、表面流の分散措置や地表面の保

	<p>護措置等、適切な対策を講じること」を付しております。</p> <p>次に、包括諮問の赤インデックス、2番、裾野市富沢おける「工場・事業場の設置(機械部品製造工場の建設)」について審査機関である東部農林事務所から説明します。</p>
東部農林事務所 (内藤主任)	(説明)
事務局 (森主査)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>なお、本件に関しては、指導事項、付帯意見はございません。</p> <p>次に、包括諮問の赤インデックス、3番、伊東市鎌田における「土石の採掘(スコリア)」について審査機関である森林保全課から説明します。</p>
森林保全課 (森主査)	(説明)
事務局 (森主査)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、これまでの許可及び変更許可におきまして付していた付帯意見に加え、指導事項として、「申請図書の施工手順を遵守するとともに、本設及び仮設の防災施設の維持管理を徹底し、土砂流出や洪水の防止対策に万全を期すこと」、「日頃から残置森林の適切な維持管理に努めるとともに、風害や雪害、獣害等により損傷しないように努めること。損傷した場合は、速やかに復旧措置を講じること」、「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること」を付しております。</p> <p>以上、3件の報告をいたしました。</p>
今泉議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの御報告に対しまして、質問や御意見がある委員の方がいらっしゃいましたら挙手の上で御発言ください。</p>
■■委員	<p>1件目の許可の案件で、6点ほどお伺いしたいことがございます。まず、林地開発調書の1枚目の一番上に当初と書かれていますが、これはどういう意味でしょうか。(非開示情報)それから、電力ケーブルは山林内を通り、変電施設を設置する計画ということですが、ケーブルは地中埋設になるのでしょうか。その場合、事業区域外の森林の工事エリアは審査の対象になっているのでしょうか。それから、パネ</p>

	<p>ル下の草の管理について教えてください。それから、他法令等の処理状況について、固定価格買取制度認定が空欄となっていますが、調査にはFIT認定が切れた後のことが書かれています。FIT認定を受けているかどうか教えてください。</p>
<p>静岡市 (森主幹兼治山 係長)</p>	<p>当初の表記については誤りです。(非開示情報)電気の配線については、地表面に設置するため、土地の形質変更はありません。パネル下の草の管理は、パネル下に草が入り、パネルの発電に支障がある場合は、管理会社が草の刈取りをする計画となっています。他法令の処理状況について、固定価格買取制度の認定は受けています。</p>
<p>■■委員</p>	<p>(非開示情報)パネル下の草の管理については、除草剤を使用せず、刈取りで管理できるのかを教えてください。事業地外のケーブルの件について、変電施設まではどのように設置されるのか教えてください。FIT認定について、林地開発調書には固定価格買取制度終了後についての記載がありますが、なぜ他法令の処理状況に記載がないのか教えてください。</p>
<p>静岡市 (森主幹兼治山 係長)</p>	<p>(非開示情報)それから、パネル下の草の管理について、除草剤については使用しない旨、確認しています。FIT認定については下から2つ目に記載がございます。ケーブルについては、地表面に設置し、事業地から事業地外の森林内をとおり、県道三ツ木落合線沿いの変電施設に接続します。</p>
<p>■■委員</p>	<p>そうしますと、その土地の所有者に許可をもらうということでしょうか。</p>
<p>静岡市 (森主幹兼治山 係長)</p>	<p>そうです。</p>
<p>■■委員</p>	<p>既に調整済みということでしょうか。</p>
<p>静岡市 (森主幹兼治山 係長)</p>	<p>はい、これについては我々の方で、土地の使用許可をいただいていることを確認しています。</p>
<p>■■委員</p>	<p>これは質問ですが、土地の使用許可については、林地開発許可制度の審査の対象にはならないのでしょうか。事務局にお伺いしたいです。</p>
<p>事務局 (阿曾班長)</p>	<p>林地開発につきましては、土地の形質を変更するかどうかというところがございますので、今回のものについては、ケーブルをはわせるため、土地の形質変更該当しないと、静岡市の方で判断されたと考えております。</p>

今泉議長	(非開示情報)
静岡市 (森主幹兼治山 係長)	(非開示情報)
今泉議長	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
■■委員	(非開示情報)
■■委員	<p>開発調書の部分ですが、2枚目の関係者の意見の所はどうしても気になります。県内の様々な所で、太陽光パネルの設置に関して地元が反対というのは、今回の件も含めて、これまでも何度も何度もあったかと思いますが、この後、私達が意見をやるにしても、こここのところのトーンはもう少し理解しておきたいなと思います。まず、林地開発調書の関係者意見には、事業に対して反対意見が出ているとありますが、分かる範囲でどういうことに対して反対なのか、あるいは、2つ目のところに水の汚濁に対する懸念も書かれていますけれども、これが総じて反対の理由なのかどうか、そこに書ける部分は書いていただいたと思いますが、もう少し御存じの状況を補足していただきたいと思います。例えば、濁りを定期的にチェックすることで納得がいくのか、そもそもそういうレベルではないか。もう少し熱量を知っておきたいと思います。</p>
静岡市 (森主幹兼治山 係長)	<p>地元からの反対意見は当初から出ておりまして、腰越自治会と大沢自治会、これを束ねる玉川連合自治会があり、3者が地元の意見を集約する形となっています。その中で大沢自治会を中心に、許可を与える前に、我々の方も再度確認を行いました。今後、大沢自治会では、協定書で、何をどのようにやるのか、時期的なものや、例えば、先日のような雨の後や警報後、異変があり修繕等の必要がある場合はそのお知らせをするなど、自治会と事業者の間で情報共有するようなことを中心とした協定書を結びたいという御意向がございました。腰越自治会と玉川連合自治会につきましても、事業者側から説明を重ねていき、御理解を得るために話し合いの場を持つということで伺っております。下流への濁水対策につきましては、まず、施工前に土のう等を作業エリアの最下流部周辺に、水が漏れないように設置しまして、水の流れる流末には仮設の沈殿槽を設置します。これを行いつつ、本設の沈砂池、調整池の作業を進めて行く流れで、工事着手時点から現場からの濁水の流出がないよう工事を進めることを事業</p>

	者に確認しております。あとは、河川には漁協が入っておりますけれども、事業者が濁水対策を具体的にすると示したことで、今後打ち合わせを行うこととなったと確認しております。
今泉議長	今の回答でよろしいでしょうか。
■■委員	ありがとうございます。ここで、基本的には様々な審査項目に従ってこのままいくのだろうかと推察しますが、やっぱり何らかの条件を付しておきたいと思います。地元がこれだけなかなか一筋縄でいかない案件を今まで見てきて、事後的に、何かがあった時に、林地開発許可のあの場面はどうだったのかと、蒸し返されるということも、あるというように聞いておりますので、少しこの辺は慎重でありたいです、以上です。
今泉議長	現在の付帯意見に、周辺住民等への説明について、事業計画や事業の進捗に応じた説明会を開催するなど、周辺住民の理解が得られるよう努めること、という文言がありますけど、これに何か加えるということよろしいでしょうか。
■■委員	工事中のことも含めて一応ここには書いてあるので、こういうことなんだろうなという気はしますので、この会を閉じるまでの間に、皆さんからも、またいい言葉があれば、加えていくということかなと思います。
今泉議長	付帯意見というのは、林地開発許可を出すときに付帯して出しているものなので、今から文言の修正は難しいでしょうか。
事務局 (阿曾班長)	今回、出た意見を新たに静岡市に伝えるということになります。
今泉議長	ちょっと今の付帯意見だと、さらっとしているような感じは受けます。他の委員の先生の話も聞きましょう。
■■委員	質問ではないですが、ソーラーパネルに関して、将来的にもう使えなくなったりしたときに、この会社が最後までちゃんと責任を持って対応してくださればなと思います。立体的なところがわからないですが、今回のソーラーパネルはかなり山の中を切り開いて作られるかなと思います。そうすると、外から見えないので、20年後というかなり先の話ですけど、不法投棄みたいにそのままになってしまうことも出てくるかもしれないので、そういうことがないようにしっかり管理、対応していただければなというコメントです。長期にわたってというところで、今売れるから、必要だからというのではなく、先を見越した事業をしていただければというところです。
今泉議長	ありがとうございます。■■委員から何かございますでしょうか。

<p>■■委員</p>	<p>まず1点目は、最初のクマクマPプラントの話ですが、調書の2枚目のその他の「1 立地」のところに、現森林作業道は造林補助金により設置されているので、用途をパネル配置等に転用しなければ返還不要とあるわけですが、画面共有されているパワーポイントの1ページ目と3ページ目の図を見ますと、尾根筋の方にある作業道がパネル配置に転用するように見えておりますので、その分の造林補助金を返還されるという理解でよろしいか、というのがまず第1の質問です。尾根筋の近くの部分で、図面でも点線で書かれていますので分かるかなと思います。</p> <p>2点目は3件全てに共通する質問ですが、水害の防止の放流管という項目で、基準値というところに2行書いてあり、片方は、流水断面積は管路断面積の4分の3以下とあり、これは例規にも書いてあるルールだと思います。その下に数字が書いてあって、例えば、クマクマPプラントの場合は4.152立方メートル以上という数字が書いてありますが、この2段目の部分の基準についてちょっとよく分からないので教えて欲しいです。この数字の計算の根拠が何かということと、単位、ここでは立方メートルって書いてありますが、変更許可の方の1番では単位がミリメートルで書いてあって、2番では立方メートル/秒で書いてあるようなので、3件とも単位がどうも異なっているということなので、統一が取れてないのが非常に不思議に思うということです。</p> <p>それと同じところで、計画値の方に、数字に対応した値が書いてあって、例えば、このクマクマPの場合は4.152以上というところには4.717であるというふうになっていますが、基準値の方が何とか以上、何とか以下、というふうになっているわけですから、以上の方だけじゃなくて以下の方も、そのちゃんと流水断面積が管路断面積の4分の3以下であるということを示す数字がそこに書いてないとちょっと判断できないんですけども、3件ともその数字が書いてないので判断できないというふうに思いましたので、その放流管についての基準値および計画値に対する補足説明をいただけないかと思っております。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>ありがとうございました。全体に関することなので、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局 (阿曾班長)</p>	<p>放流管の部分の記載については、確かに御指摘のとおり、おかしなところがありますので、今回は時間がないので、次回に向けて、正しい数字に修正したものでお示ししたいと思いますので、よろしくお</p>

	願いたします。
今泉議長	最初の補助金に関する質問についても回答をお願いします。
静岡市 (森主幹兼治山 係長)	現森林作業道につきましては、この開発以前に道路ができておりまして、林道から下に向けて、開発地の赤いラインを越えて下の方まで延びており、その先は5条森林の区域になっています。ここを閉鎖する行為は行わないため、そちらの森林に対する作業をする道路としての機能は失わず、返還はないことを確認してございます。
今泉議長	■■委員いかがでしょうか。
■■委員	理解しがたい部分があります。要するに、道路を作りましたと、道路作るのにお金かかって補助金もらえたと、その道路の一部がパネルになるということはありません、ということなので、そのパネルになる部分については、もう林業道路として使えない状態になるわけだから、その分の補助金を返還しなければならないというふうに思うわけですが、それも免除して構わないと農林事務所が言っているということなのでしょうか。
静岡市 (森主幹兼治山 係長)	3枚目の用途図のピンク色の所につきましては、一部パネルの範囲に入っておりますが、補助金を受けている道路は残ります。こちらについては、補助金を受けている道路については、下流側の方の道までつながっていますので、機能は失われません。 ピンクの所については、補助金のエリアには入っていないということです。
■■委員	現況道路と書いてある茶色の部分があって、その茶色の部分で一部ピンクによって道が切れている所があるわけですね。ここは補助金を使わずに作った道だという理解でよろしいですか。
静岡市 (森主幹兼治山 係長)	ピンクの所については補助金を受けておらず、下流までつながっている所が補助金を受けている部分です。
■■委員	ピンク色で塗り潰されている所は補助金を受けていないということが確実であれば問題ないと思います。
今泉議長	そのほかありますでしょうか。■■委員お願いします。
■■委員	■■委員のおっしゃった放流管の所で確認ですけど、流水断面積は管路の断面積の4分の3以下でも、これ以上の流量が流せるということなので、おそらくミリメートルはミリメートル/時間で、その後、流出計算するかしないかっていうことですね。立方メートル/秒だということですね。またそこは修正していただければと思います。

	<p>クマクマPについて、■■委員と一緒に、意見の所が皆さん反対になっていたのですが、これについて、1点教えていただきたいです。最初、関係者の意見で腰越自治会が説明会の開催を反対していますよね。説明会の開催について反対していて、その後意見を聞くということになっていますが、付帯意見としては説明会を開催しなさいということですよ。これは何で開催に反対していたのでしょうか。それによると思います。</p>
<p>静岡市 (森主幹兼治山 係長)</p>	<p>これは事業者からの聞き取りと、自治会長に電話確認をして聞いた意見ですけれども、山の方で開発をしてくれるなよと、そういう頭からの対応だったので、例えばそこでチラシをまくとか、説明会以外の方法についても、全く最初は拒否だったという状況です。ただ、理由については、とにかく反対ということしか、我々の方も確認はできていません。しかし、大沢自治体が協定書をやるというような話になってきたときに、じゃあ話を聞こうか、という方向性に転換しているので、後は、玉川自治会なども交えて説明を受けていきたい、というような話でした。</p>
<p>■■委員</p>	<p>わかりました。細かいことですが、想定した雨量を超える豪雨があったときに、下流の被害が軽減されるようにという付帯意見があり、そのタイトルは災害・水害の防止ですけれども、ニュアンスがどうということなのかなと。しかも、その工事の話かと思ったら土砂災害と濁水の話なので、これは、下流で被害が出るのはしょうがないんだけど、なるべくその被害が小さくなるような工夫をしなさいというそういうニュアンスですよ。想定した雨量強度を超えるだから、出るのはしょうがないけれども、極力出ないように努力しなさいという意味ですよ。</p>
<p>静岡市 (森主幹兼治山 係長)</p>	<p>はい。</p>
<p>■■委員</p>	<p>わかりました。以上です。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>これについて、■■委員と■■委員の話を聞きまして、何か意見を付け加えるとしたら、例えば、土砂の流出や流量の変化について監視を行い、その結果を地域住民と共有するとともに、問題が起きた場合には速やかに対応すること、という文言を加えれば、災害時の対処と地域住民の理解につながるかと思います。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>では、取りまとめに移りたいと思います。付帯意見は、土砂の流出や流量の変化について監視を行い、その結果を地域住民と共有する</p>

	<p>とともに、問題が起きた場合は、速やかに対処すること、としたいと思いますが、委員の先生方から修正意見がありましたらお願いします。クマクマPプラント以外も含めて、付帯意見や指導事項を加えるものがありましたら、御意見をお願いします。</p>
■■委員	(非開示情報)
今泉議長	(非開示情報) 以上で、包括諮問の審議応答を終わりたいと思います。最後に事務局から、連絡事項として、次回の林地地保全部会について、御説明をお願いします。
事務局 (森主査)	<p>次回の林地保全部会の開催予定について説明します。</p> <p>9月に計画している部会につきましては、先日、委員の皆様にご日程調整をお願いしました。御協力ありがとうございました。</p> <p>その結果、9月12日(火)、13日(水)に開催する方向で検討しております。</p> <p>なお、今後の審査の状況により、日程を減らして開催する可能性がありますので、御了承ください。</p>
今泉議長	その他連絡事項は、ありますか。
事務局 (森主査)	<p>次回、9月の森林審議会林地保全部会に関連して、1点連絡します。</p> <p>昨年11月に林地開発許可審査基準に関する国の技術的助言が改正されたこと等に伴い、現在、県は「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」の改正作業を行っています。</p> <p>今後、7月から8月に県民意見募集(パブコメ)を行い、次回、9月の森林審議会林地保全部会で御審議いただく予定です。</p> <p>委員の皆様には、県民意見募集を行う際、7月頃に資料を送付し、事前に御意見を頂戴できればと考えております。</p> <p>お忙しいところ恐れ入りますが、よろしく願いいたします。</p>
今泉議長	事務局からの連絡事項は、以上でよろしいですか。
事務局 (森主査)	以上です。
今泉議長	<p>では、これで本日の審議を終了いたします。事務局は、包括諮問案件への付帯意見、指導事項に対する事業者の回答など、次回の部会の席上で報告してください。</p> <p>また、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である■■委員の署名を受けてください。</p> <p>事務局から他に何かありますか。</p>
事務局	特にありません。

(森主査)	
今泉議長	それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただき、事務局にお返ししたいと思います。
事務局 (森主査)	今泉部会長、ありがとうございました。 以上で閉会となりますが、最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の大川井から皆様に、お礼を申し上げます。
事務局 (大川井課長)	(挨拶)
事務局 (森主査)	以上をもちまして、令和5年度静岡県森林審議会第1回林地保全部会を閉会します。